



いよいよ、令和6年6月より定額減税が実施されます。**給与計算業務に大きな影響が出ます**のでご担当者様には、お早目のご準備をお願いします。詳細については、国税庁HPに定額減税特別サイトが開設されていますのでご確認お願い致します。

給与計算業務に関わる定額減税の概要

社労士法人ミナジン

「令和6年度税制改正の大綱」において、令和6年分の所得税について、定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされました。

今後、関係する税制改正法案が国会に提出されることとなりますが、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表することとされており、国税庁のホームページにおいても、特設サイトが設けられました（令和6年1月30日公表）。

この特設サイトでは、定額減税に関する最新情報を随時掲載して行くということです。

現時点では、新着情報として、「給与の支払者のための令和6年分所得税の定額減税のしかた」が掲載されています。各企業において一定の事務手続が必要となりますので、確認しておきましょう。

【定額減税の対象となる人】

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。

（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

【定額減税額】

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

1 本人（居住者に限ります。）	30,000円
2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）	1人につき 30,000円

【定額減税の実施方法】

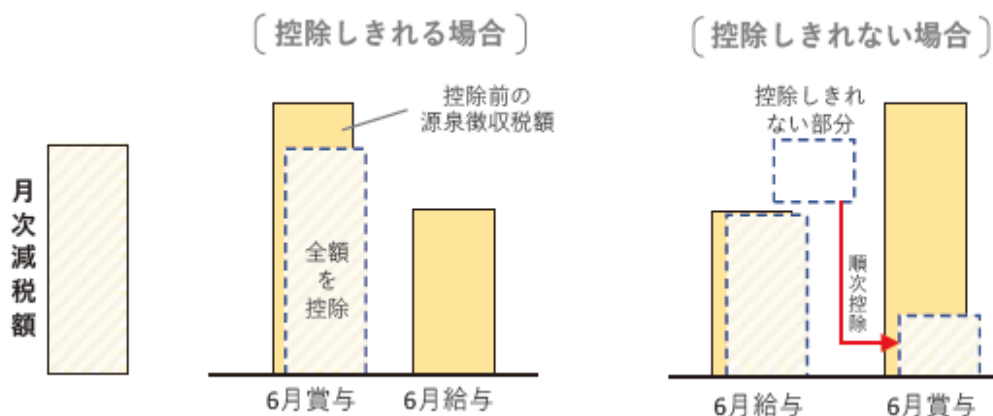
《給与所得者に係る特別控除》

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限り、）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

【月次減税のイメージ】

月次減税事務では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。



引用：給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた [PDF]

【給与支払明細書への控除額の表示】

給与支払者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払いの際に従業員の方へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額（所得税）●●●円」又は「定額減税●●●円」などと表示します。

〔記載例〕給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
・	
・	
・	
定額減税額 （所得税）	×××円

定額減税に関する詳細情報は以下サイトに掲載されていますのでご確認お願い致します。

【定額減税特別サイト】 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

【Mail】 info@sr-minagine.jp 【Web】 <https://sr-minagine.jp/>